

川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト実施に係る業務委託 仕様書

1 件名

川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト実施に係る業務委託

2 目的

市民の行動変容による CO₂ 削減貢献量について、正確な算定を行った具体的数値で示すとともに、その数値を用いた情報発信を行い、市民・事業者の行動変容を促進し、市域全体の脱炭素ライフスタイルの普及拡大を目指す取組として、「川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト」を実施する。

この取組は、脱炭素に資する製品・サービスの社会実装を目指す上で、個人と企業の接点として重要な役割を果たす環境に配慮した「消費行動」にアプローチすることで、個人と企業の行動変容・取組促進を促すもので、具体的には、市民・事業者双方の脱炭素行動による CO₂ 削減貢献量をライフサイクル全体で可視化し、貢献している個人と企業の取組領域も具体的に示すことで、個人の行動がライフサイクル全体で大きな CO₂ 削減貢献に繋がることを目的とする。

3 履行場所

川崎市内

4 履行期限

契約を締結した日～令和9年3月31日

5 業務概要

- 市民の脱炭素ライフスタイルへの行動変容を促進すること。
- 楽しさや共感等を起点とした行動変容の創出を図ること。
- 官民連携、地域資源活用による持続的な取組のモデルを構築すること。(例：イベント、教育、環境配慮製品の購買行動等)

6 業務内容

(1) 行動変容施策の企画・実施

- ・受託者は、市民が脱炭素に配慮したライフスタイルを自ら選択し、継続的に実践することを促すため、市民参加型の取組や情報提供等を通じた行動変容施策を企画・実施すること。
- ・施策の検討、実施にあたっては、特定の実施手法に限定することなく、対象とする市民層、地域特性、実施時期等を踏まえ、効果的かつ実現性の高い取組を総合的に設計・実施すること。
- ・施策を実施する際には、行動変容数に関する成果指標 (KPI) を設定し、行動変容数を集計できるような施策とすること。
- ・行動変容数に関する成果指標 (KPI) の設定については、根拠も含めて示すこと。
- ・以下ア～オについては、施策検討の方向性であり、具体的な手法や内容は受託者の提案を妨げるも

のではない。なお、施策の実施にあたっては、効果の把握・検証を行い、必要に応じて内容の改善を図ること。

ア 市民の参加・体験を通じた行動変容の促進

- ・市民が脱炭素を身近なテーマとして捉え、主体的に関与できるよう、参加型・体験型の取組等を活用し、楽しさや分かりやすさに配慮した施策を企画・実施すること。
- ・単発的な参加にとどまらず、日常生活における継続的な行動変容につながる構成とすること。
- ・脱炭素戦略推進室主催のイベント（11月頃予定）を活用する場合は、事前に調整すること。なお、他イベントについては受託者自身で調整すること。

イ 日常生活における行動の可視化

- ・市民の日常的な行動がCO₂削減に貢献していることを実感できるよう、行動の成果や効果を分かりやすく「見える化」する仕組みを取り入れること。
- ・行動への理解促進及び継続的な実践につながるよう工夫すること。

ウ 脱炭素に関する理解・意識の向上

- ・脱炭素に関する基礎的な知識や背景について、市民が理解しやすい形で情報提供を行うこと。
- ・年代や関心の違いに配慮し、体験や実践と結び付いた普及啓発となるよう工夫すること。

エ 消費・行動の選択に対する働きかけ

- ・商品・サービス・日常行動の選択が脱炭素につながることを意識できるよう、市民の行動選択に働きかける取組を検討・実施すること。
- ・必要に応じて、参加メリットやインセンティブ等を活用することは妨げない。なお、持続可能な働きかけを意識すること。

オ 地域及び関係主体との連携

- ・取組の効果及び波及性を高めるため、市内事業者、学校、団体、地域コミュニティ等と連携した施策を検討すること。
- ・本市の地域特性や資源を活かした取組となるよう配慮するとともに、官民連携による持続可能なモデル構築を意識すること。

(2) 広報

- ・広報の実施にあたっては、脱炭素に対する理解促進及び行動変容につながるよう、対象とする市民層や媒体特性に配慮するとともに、特に若者世代（概ね15歳から29歳まで）が有する情報発信力や共感性を活用した取組を検討し、取組内容の認知拡大及び波及を図ること。
- ・若者世代が主体的に関与できる仕組みを取り入れ、当該世代による情報発信や共感の広がりを促す取組を検討すること。
- ・若者世代については、受託者側で呼びかけ含めて対応すること。

- ・脱炭素戦略推進室が活用する SNS（インスタグラムをメインに運用、X は脱炭素戦略推進室に連絡して脱炭素戦略推進室が投稿する形を想定）を使用すること。

（3）データ収集・分析・効果検証

- ・受託者は、本業務の実施状況及び効果を把握するため、必要なデータの収集（主に行動変容数）、分析及び効果検証を行うこと。
- ・データの収集及び分析にあたっては、業務目的に照らし、合理的かつ実現可能な方法を用いること。
- ・収集したデータについて、必要に応じて整理・分析を実施すること。
- ・設定した成果指標（KPI）を踏まえ、本業務の効果について検証を実施し、報告書等に反映すること。
- ・行動変容数を成果指標として扱うとともに行動変容によるライフサイクル全体での CO₂ 削減貢献量を算定すること。
- ・分析及び検証を踏まえ、必要に応じて施策内容の改善や今後の展開に向けた提案すること。
- ・次年度以降の取組や類似事業への活用を意識した整理を行うこと。

（4）全体管理

ア 定期打合せの実施

発注者との打合せ（対面・非対面を問わない）を適宜実施し、助言、提案等の支援を実施すること。このほか発注者が必要と判断した場合、打合せ以外にも適宜、電話・メール等による対応を行うこと。

（5）成果品

ア 事業計画書の作成

- ・本業務における全体方針、施策内容（KPI 含む）、実施体制及びスケジュール等を整理した計画書を作成すること。
- ・行動変容の促進に向けた考え方や取組の方向性を明確に示すこと。

イ 報告書の作成

- ・履行期限内に、（1）～（4）の取組をまとめた業務実施報告書を提出すること（PDF 形式）。

7 その他

- （1）本仕様に定める業務にかかる実費経費は、全て契約金額に含まれるものとする。
- （2）受注者は適宜、業務の進捗状況について発注者に報告するとともに、協議、説明、承認を要する業務については都度、確認を取りながら業務を進めるものとする。
- （3）本業務に係る必要な人員、物品、会場等については、受注者が用意すること。
- （4）受注者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (5) 発注者から貸与する個人情報及び機密に属する情報は、紙媒体、電子媒体を問わず、受注者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとすること。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX 等漏洩の危険が大きい方法で送達してはならない。
- (6) 受注者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。
- (7) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、発注者がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受注者は一切の異議を申し立てないこと。
- (8) 本仕様による成果物の一切の権利は発注者に属することを確認するが、うち一部に受注者に属する著作権人格権が残存する場合には、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による発注者の承諾を要するものとする。
- (9) 成果物が、発注者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受注者が確認すること。
- (10) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者双方が協議して決定するものとする。
- (11) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、発注者と受注者双方が協議して決定するものとする。